

平成 23 年度 第 3 回杉並区障害者福祉推進協議会 次第

1 開会・挨拶

2 会長挨拶

3 報告

(1) 障害者福祉施策に関わる国等の動き

①24 年度からの法改正について（資料 1－1、2、3、）

②杉並区の相談支援事業所指定業務について（資料 2）

(2) 平成 24 年度障害者福祉関連施策予算について（資料 3）

(3) 計画部会について（資料 4）

(4) 第 3 期障害福祉計画の目標数値と見込み量（資料 5）

(5) 総合計画（案）・実施計画（案）について（資料 6－1、2）

(6) 杉並区地域自立支援協議会について（資料 7）

(7) 杉並区の就労支援状況について（資料 7）

(8) 災害時要援護者対策について（資料 8）

4 議題

「法改正に伴う協議会の役割について」

5 その他

- ・ 次年度の協議会について

6 閉会

【配布資料】

資料 1 障害者福祉施策に関わる国等の動き

資料 2 障害者自立支援法改正法における「相談支援の充実」と準備状況

資料 3 平成 24 年度 障害者福祉関連施策予算について

資料 4 杉並区障害者福祉推進協議会 計画部会の開催状況について

資料 5 第 3 期障害福祉計画 目標値と見込量（案）

資料 6 杉並区総合計画（案）・実施計画報告（案）

資料 7 23 年度杉並区地域自立支援協議会、就労支援等の取り組みについて

資料 8 災害時要援護者の福祉救護対策の拡充について

障害者福祉施策に関わる国等の動き

<相談支援の充実>

- サービス等利用計画作成の対象者を、3年間で原則全数に拡大

<障害児支援の強化> ～児童福祉法改正にかかるポイント～

- 障害児施設の一元化

障害種別で分かれている現行の障害児施設は、通所による支援を「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援を「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化。

※関係機関と連携を図りながら重層的に支援する児童発達支援センターの設置

- 障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行

通所サービスの実施主体は身近な市町村に変更。これにより障害者自立支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能。

- 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設

学齢児を対象としたサービスを創設し、放課後支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。

- 在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者に対し自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。＊現に入所していた者が退所させられないようにする。障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

<地域における自立した生活のための支援の充実>

- 同行援護サービスの実施（平成23年10月実施）

- グループホーム・ケアホーム利用の際の家賃助成の実施（平成23年10月実施）

<障害者虐待防止対策支援事業について>

1 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2 事業内容

(1)に示した体制を整備するとともに、(2)から(5)までの事業について、地域の実情を踏まえ、実施する。

(1)連携協力体制整備事業

地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

(2)家庭訪問等個別支援事業

過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問、24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、その他地域の実情に応じた事業を実施する。

(3)障害者虐待防止・権利擁護研修事業

障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(4)専門性強化事業

医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

(5)普及啓発事業

障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動を実施する。

3 実施主体

都道府県又は市町村(社会福祉法人又はNPO法人等に委託可)

※ (3)及び(4)のうち虐待事例の分析等は都道府県のみ

24年度

障害者虐待対策(障害者施策課) — 予算額1,717千円

普及啓発、ケース検討会議、緊急一時保護

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日
（平成23年10月1日）から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日
（平成24年4月1日）から施行

平成22年11月12日 牧義夫衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法等の改正法案を提出

平成22年12月 3日 改正法が成立

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

平成24年3月26日

障害者福祉推進協議会 資料1-3

目的

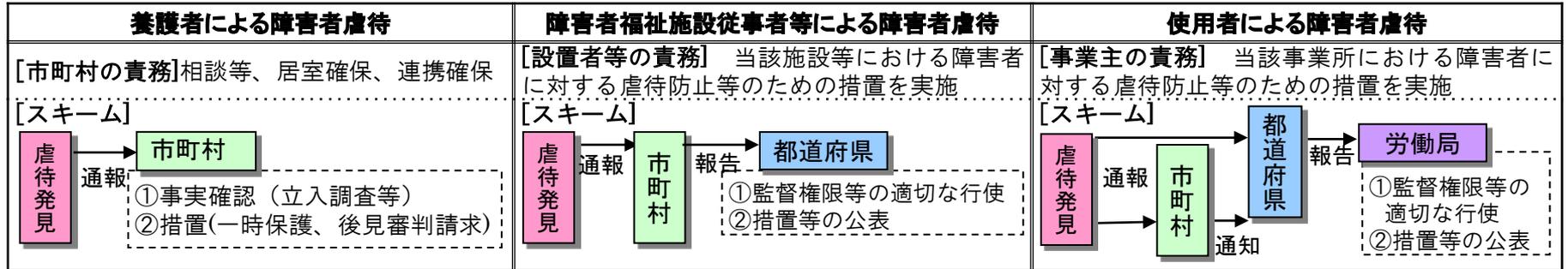
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法第2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定めるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資することを総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害者に対する支援

① 重度訪問介護の対象拡大

(「重度の肢体不自由者等であつて常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする)

② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化

③ 地域生活支援事業の追加

- ・地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及啓発
- ・コミュニケーション支援を行う手話通訳等を行う者を養成する事業 等

5. 検討規定(法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. ①及び②については、平成26年4月1日)

障害者自立支援法改正法における「相談支援の充実」と準備状況

1 相談支援の充実の概要

一般的な相談支援とサービス等利用計画、地域移行支援・地域定着支援のあり方を見直された。サービス等利用計画に関しては、「計画相談支援」としてサービス利用支援と継続サービス利用支援と位置づけられ、個別給付されることとなり、事業を実施する「指定特定相談支援事業者」は市町村が指定することとなった。

また、障害者入所施設や精神科病院からの地域移行及び地域定着のための相談支援は「一般相談支援事業」における「地域相談支援」として位置づけられ個別給付となり、都道府県の指定とする事業者が実施することとなった。

(1) 24年度に向けての準備状況

① 特定相談支援事業者の指定

特定相談支援事業者の指定は市町村が行なうこととなったため、指定するための規則の制定、規程類の整備等を行っている。

② 2月1日に事業者向けに説明会を実施。居宅介護、GH、児童デイサービス等の事業者が参加。障害者が身近なところで相談が受けられサービスの利用ができるよう、事業者の増が必要であり、参入についての相談にのっている。

③ 一般相談支援事業者（地域移行、地域定着支援）は24年度については、みなしの規定があり、区内には10カ所の事業者がみなしで指定を受ける予定。

(2) 事業者の状況(24年3月7日現在)について

① 説明会参加事業所 49事業所 資料請求のみ2事業所

② 指定申し込み事業所 16事業所

③ 申請書提出事業所 8事業所

平成24年度 障害者福祉関連施策予算について

1 平成24年度当初予算規模

(単位：千円)

会計区分	24年度当初予算	23年度当初予算	増減額	前年比
一般会計	154,659,000	148,807,000	5,852,000	103.9%
国民健康保険事業会計	51,766,410	50,553,279	1,213,131	102.4%
介護保険事業会計	34,195,215	31,134,449	3,060,766	109.8%
後期高齢者医療事業会計	11,713,941	10,917,310	796,631	107.3%
中小企業勤労者福祉事業会計	200,414		200,414	
合計	252,534,980	241,412,038	11,122,942	104.6%

2 障害者福祉関連一般会計予算規模

(単位：千円)

科目	24年度当初予算	23年度当初予算	増減額	前年比
保健福祉費	67,568,338	66,551,374	1,016,964	101.5%
社会福祉費	28,576,971	27,239,938	1,337,033	104.9%
障害者福祉費	8,671,382	8,322,789	348,593	104.2%
児童福祉費	20,207,236	20,254,614	△47,378	99.8%

3 障害者福祉関連 主要事業の概要 (平成24年度区政経営計画書より抜粋)

(1) 災害時要援護者支援対策 (管理課・障害者施策課・高齢者在宅支援課) 予算額 28,437千円

災害時要援護者の登録制度により、高齢者や障害者等の安否確認や支援策に取り組み、平成22年8月からは救急情報キットの配布を行うなどの施策の充実を図ってきましたが、今後は、東日本大震災を踏まえて施策を再構築します。

◎ 新たな行動指針の策定

中期的な避難生活も視野に入れた支援体制を構築します。

災害時要援護者の登録者増に対応できる登録制度の整備・充実を図ります。

◎ 災害時要援護者のための救護所の整備

区立障害者通所施設を災害時要援護者の救護所として整備します。また、民営の入所・通所施設についても、施設側と協議の上、災害時要援護者の救護所としての協定締結を促進します。

◎ 関係団体との新たな連携体制の構築

要援護者の安否確認や支援が適切に行えるよう、各震災救護所とともに、高齢者や障害者の介護・福祉関連事業者等との協働による新たな連携体制に向けての協議会を設立します。

◎ 家具転倒防止器具の取付助成

高齢者のみの世帯や障害者手帳をお持ちの方などを対象に、家具転倒防止器具の設置をします。

(2) 障害者地域生活支援事業 (障害者施策課・障害者生活支援課) 予算額 615,675千円

障害があっても、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援や日常生活用具の給付・貸与、移動支援、日帰りショートステイ、訪問入浴サービス等、地域の実情に合わせた、様々な事業を実施します。

◎ 相談支援事業

障害福祉サービス利用者（児）のサービス等利用計画作成件数を大幅に増やします。

障害福祉サービスの利用計画を作成する指定特定相談支援事業者、障害児の通所サービスの利用支援をする障害児相談支援事業者、入所施設や精神科病院からの地域への移行を行う指定一般相談事業者の3種類に相談支援事業所を再編整備します。

◎ 地域活動支援センター

生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業などになじみにくい、区内の障害者等の社会参加の場として、障害者福祉会館において地域活動支援センター事業を実施しています。

平成24年度は、障害者福祉会館に加え、新たに1所で実施します。

(3) 財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団 (障害者生活支援課) 予算額 68,379 千円

障害者の一般就労を促進するために、財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の事業を以下の事業に再編し、充実を図っていきます。

◎ 杉並区障害者就労支援センター事業 (区委託事業)

一般就労を希望する障害者等に対して、就労支援・生活支援を一体的に提供します。

就労希望者の掘り起こしや、雇用開拓、地域における就労支援ネットワークの整備等を行います。

◎ 就労移行支援事業 (障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス)

一般就労を希望する者を対象者として、事業所内の訓練（本人の能力・適性に応じた多様な訓練プログラムを提供）を実施するとともに、企業における実習、求職活動支援、就職後の職場定着支援等を実施します。

◎ 自主事業 (区補助金事業)

福祉施設、特別支援学校等における一般就労の取組支援や地域における就労支援の人材育成、障害者の職業能力や適性等の評価、区民、企業向けの普及啓発などを行います。

(4) 障害者グループホーム (障害者施策課) 予算額 76,684 千円

障害者グループホームの整備 (障害者施策課) 予算額 7,020 千円

住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、グループホームやケアホームを整備します。

◎ 知的障害者グループホーム

就労している方や日中活動施設等を利用している方が、社会福祉法人・NPO法人などが運営するグループホームで、食事の提供及び生活に関する相談や指導を受けながら共同生活をします。

◎ 知的障害者グループホーム (区型)

知的障害者の地域における自立生活のための訓練の場を提供し、日常生活における援助及び指導を行います。

◎ 精神障害者グループホーム

回復途上にある精神障害者を対象として、地域社会における自立を図るため、生活の場を提供し、日常生活における援助を行います。

◎ 身体障害者グループホーム

重度身体障害者が地域で自立した生活を送るため、生活の場の提供と日常生活における援助等を行います。

(5) こども発達センターたんぽぽ園運営 (障害者施策課) 予算額 73,488 千円

こども発達センター療育相談・指導 (障害者施策課) 予算額 44,947 千円

発達障害児支援 (障害者施策課) 予算額 38,561 千円

発達に遅れや障害のある18歳未満の子どもに対し、専門職による相談及びリハビリを行います。さらに就学前の子どもに対しては、個別指導及びグループ指導を実施します。また、保護者や関係機関（保育園・子供園・幼稚園）が、子どもの特徴を正しく理解し適切な対応ができるよう支援します。

◎ こども発達センター発達障害児支援事業

社会性やコミュニケーション面の発達に心配のある子どもに対し、医師や心理職などの専門職による個別相談やグループ指導を実施します。

また、学齢期においても継続した支援を受けることができるよう体制を整備します。

◎ こども発達センター地域支援事業

児童福祉法改正に合わせ、こども発達センターを児童発達支援センターの機能を有する機関とし、保育園・子供園・幼稚園等地域の関係機関への助言、地域資源の活用に関する相談を始めます。

杉並区障害者福祉推進協議会 計画部会の開催状況について

○会議の経過

	開催日	主な内容
第1回	平成23年7月14日	<ol style="list-style-type: none"> 1 自己紹介 2 部会長の選任 → 高橋委員を部会長に選任 3 配付資料の確認と説明 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から配付資料を説明 4 今後の障害者施策の方向(各委員からの自由意見) <ul style="list-style-type: none"> ・「5年、10年後の杉並区がこんなまちだったら」「こんな事業や仕組みがあったら」という視点で、障害者施策に関して意見交換を行った。情報提供のあり方、サービス基盤や就労支援の充実など、障害者施策の全般にわたり意見があった。
第2回	平成23年8月3日	<ol style="list-style-type: none"> 1 前回計画部会で出された意見の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・前回の計画部会における意見に法改正や将来動向などを加味し、現計画の事業分類により整理した資料をたたき台としてさらに障害者施策に関して検討した。 2 計画の目標 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の将来像や障害者施策の方向などについて、前回の意見をもとに整理した資料により検討した。 3 今後の進め方 <ul style="list-style-type: none"> ・24年度末に骨子案を検討する予定となっているが、12月に計画数値を設定予定なので、計画部会の開催回数を1回増やして、計画数値の設定前に開催することとした。
第3回	平成23年12月19日	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合計画(案)・実行計画(案)について <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施策に関連する計画内容を確認した。 2 (第3期)障害福祉計画基本指針(案) <ul style="list-style-type: none"> ・(第3期)基本指針と第2期障害福祉計画を対比し、計画の構成などを確認した。 3 障害者計画・(第3期)障害福祉計画の関係資料 <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの見込量などの算出基礎となる数値(手帳所持者数、サービスの利用状況、基礎調査)を確認した。 4 (第3期)障害福祉計画の目標数値と見込量(案) <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数などの目標数値や障害福祉サービスの見込量について検討した。

○第3回までのまとめ

障害者の生活実態などを踏まえ障害者の将来像や障害者施策の方向などを検討するとともに、計画の進捗状況や基礎調査結果などを確認し目標数値や見込量を検討した。

○今後の予定

- ・第4回 平成24年6月 計画事業内容、計画骨子案について
- ・第5回 平成24年10月 計画案について

※保健福祉計画に包含するため、以下は保健福祉計画のスケジュールです。

平成24年秋頃 計画案の公表、区民意見の募集
平成24年3月 計画の策定

第3期障害福祉計画 目標数値と見込量(案)

H.24.3現在

注)数値は現時点で算出したものであり変更することがあります。

○施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	基本指針等
平成17年10月1日現在の入所者数(A)	284人	(※施設入所者数には通勤寮利用者数を除く(以下同じ)。)
平成26年度末の入所者数(B)	285人	(実績:(H23.3)295人、(H23.10)293人) 継続入所者は除く。
削減見込(A-B)	-1人	平成17年10月1日時点の入所者数から1割以上削減することを基本として、これまでの実績や地域事情を踏まえ設定する。 (284人×0.1≒29人)
地域生活移行者数 平成18年度から平成26年度までの合計	96人	平成17年10月1日時点の入所者数の3割以上が地域移行することを基本として、これまでの実績や地域事情を踏まえ設定する。 (284人×0.3≒86人)

※平成18年度から26年度までの地域生活移行者数には、区外GHなどへの移行した人数を含みます。

○福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	基本指針等
平成17年度の一般就労移行者数	25人	
平成26年度の一般就労移行者数	50人	平成17年度の入所者数の一般就労移行者数の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績や地域事情を踏まえ設定する。 (25人×4=100人)

○就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	基本指針等
平成26年度末の福祉施設利用者数	1,590人	※福祉施設利用者数には、宿泊型生活訓練と療養介護の利用者を除いています。
平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	94人	平成26年度末における福祉施設の利用者数のうち、2割以上を就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績や地域事情を踏まえ設定する。(1,590×0.2=318人)

○就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

項目	数値	基本指針等
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者数(①)	20人	(815人×0.3≒245人)
平成26年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者数	795人	
平成26年度末の就労継続支援(A+B型)事業の利用者数(②)	815人	
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合(①)／(②)	2.5%	平成26年度末における就労継続支援事業の利用者数のうち、3割以上を就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績や地域事情を踏まえ設定する。

※精神障害者の退院促進者数に関しては、区市町村の第3期障害福祉計画における数値規定がありません。(なお、都道府県に対して、1年未満入院者の平均退院率、65歳以上5年以上入院者の退院者数に関して規定があります。)

□障害福祉サービス等の見込量

種類	見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
○訪問系サービス			
居宅介護(身体介護)	281人	292人	304人
	3,855時間	4,125時間	4,414時間
居宅介護(家事援助)	217人	226人	235人
	1,872時間	2,003時間	2,143時間
重度訪問介護	39人	41人	43人
	9,793時間	10,295時間	10,797時間
行動援護	9人	10人	11人
	309時間	340時間	374時間
同行援護	167人	172人	177人
	3,264時間	3,427時間	3,599時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間
訪問系サービス合計	713人	741人	770人
	19,093時間	20,190時間	21,327時間
○日中活動サービス			
生活介護	635人	655人	670人
	12,002人日分	12,380人日分	12,587人日分
自立訓練(機能訓練)	3人	4人	5人
	51人日分	68人日分	85人日分
自立訓練(生活訓練)	13人	14人	14人
	337人日分	356人日分	356人日分
就労移行支援	81人	87人	94人
	1,453人日分	1,559人日分	1,682人日分
就労継続支援(A型)	9人	15人	20人
	159人日分	266人日分	354人日分
就労継続支援(B型)	754人	777人	795人
	10,657人日分	10,977人日分	11,236人日分
療養介護	36人	36人	36人
通所系サービス計(利用者数)	1,531人	1,588人	1,634人
短期入所	155人	160人	165人
	682人日分	734人日分	786人日分
○居住系サービス			
共同生活援助	52人	52人	52人
	172人	192人	223人
施設入所支援	288人	286人	285人
○相談支援			
計画相談支援	350人	424人	715人
地域移行支援	15人	28人	29人
地域定着支援	5人	10人	10人

※継続入所者以外の重心通所を含む。

※宿泊型生活訓練を含む。

※養成施設を含む。

(※継続入所者を含む。)

(生活介護、B型、施設入所支援には継続入所者を含めない。)

※訪問系サービスと日中活動サービスで、2段で表示している数値は、上段が利用者数、下段が利用量を示しています。

※相談支援は、1ヶ月あたりの利用者数を示しています。

3. 目標別 施策・事業体系

目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

1 災害に強い防災まちづくり

- 耐震改修の促進
- 震災救援所周辺等の不燃化促進
- 木造密集地域の解消対策の推進
- 橋梁の長寿命化と補強・改良
- 雨水流出抑制対策の推進
- 水防情報システムの改修
- 東京電力総合グラウンドの取得・活用
- 都市計画高井戸公園の整備・促進
- 学校教育諸施設の整備・充実

2 減災の視点に立った防災対策の推進

- 地域防災力の向上
- 防災施設の機能強化
- 災害時要援護者支援対策の推進
- 災害時医療体制の充実
- 災害時子ども安全連絡網の整備
- 自治体間連携による防災対策の推進
- 防災教育の充実

3 安全・安心の地域社会づくり

- 防犯力が高いまちづくり
- 地域防犯対策の推進
- 暴力団排除の推進
- 消費者被害防止の強化
- 自転車安全利用の推進
- 交通安全施設の整備
- 街路灯の整備
- 民有灯の整備・助成

目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

4 利便性の高い快適な都市基盤の整備

- 鉄道連続立体交差の推進
- 都市計画道路の整備
- 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セッバックの推進
- 生活道路等の整備
- 自転車駐車場の整備
- 都市基盤情報の整備
- 新たな地域交通システムの整備
- ユニバーサルデザインのまちづくり推進

5 良好な住環境の整備

- まちづくり施策の総合的な推進
- 住宅施策の総合的な推進
- まちづくり活動の支援
- 地区計画等によるまちづくりの推進

6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり

- 荻窪駅周辺都市再生事業の推進
- 多心型まちづくりの推進
- 景観まちづくりの推進
- 地域特性を活かした商店街活性化促進
- 就労支援・起業支援
- 文化・芸術と運動したまちの魅力づくり

7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興

- 産業振興の基盤整備
- 電子地域通貨事業
- 就労支援・起業支援
- 地域特性を活かした商店街活性化促進
- アニメの振興とにぎわいの創出
- 都市型農業の支援

目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

8 水とみどりのネットワークの形成

- 憩いの水辺創出
- みどりの保全
- みどりの創出
- 東京電力総合グラウンドの取得・活用
- 都市計画高井戸公園の整備促進
- 身近な公園の整備
- みどりの育成
- みどりの協働推進

9 再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり

- (仮称) 地域エネルギービジョンの策定・推進
- 再生可能エネルギーの普及・促進
- 区立施設の再生可能エネルギーの利用拡大

10 ごみの減量と資源化の推進

- ごみの減量運動の推進
- 資源化の推進
- ごみの排出マナーの向上と環境美化の促進

11 環境を大切にする生活スタイルの促進

- 省エネルギー対策の推進
- 環境活動への支援と連携の推進
- 環境学習の推進
- 街路灯の整備

目標4 健康長寿と支えあいのまち

12 いきいきと暮らせる健康づくり

- 生活習慣病予防対策の推進
- 区民健康診査
- 成人歯科健康診査
- がん対策の推進
- 区民健康づくり
- 介護予防事業

13 地域医療体制の整備

- 救急医療体制の充実
- 地域医療体制の充実
- 災害時医療体制の充実

14 健康危機管理の推進

- 食の安全対策の推進
- 感染症対策の推進
- 放射能対策の実施

15 高齢者のいきがい活動の支援

- 高齢者の活動拠点での自主的活動の推進
- 長寿応援ポイント事業

16 高齢者の在宅サービスの充実

- 在宅療養支援体制の充実
- 家族介護者支援事業の充実
- 安心おたっしや訪問事業
- 高齢者の見守りサービスの充実

17 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

- 杉並型サービス付き高齢者向け住宅の整備
- 特別養護老人ホームの整備
- 介護老人保健施設の整備
- 認知症高齢者グループホームの整備

18 障害者の社会参加と就労機会の充実

- 障害者通所施設等の整備
- 障害者の就労支援の充実
- 障害者の移動支援の充実

19 障害者の地域生活支援の充実

- 障害者の相談支援の充実
- 障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保
- 障害者虐待対策の推進

20 支えあいとセーフティネットの整備

- 生活支援情報提供の推進
- 移動サービスの支援（移動困難者支援）
- 成年後見制度の利用促進
- 災害時要援護者支援対策

目標別 施策・事業体系凡例

将来像を実現するための目標

施策名

施策数 32 施策

計画事業

事業数 138 事業

重点事業

重点事業数 57 事業

再掲事業

目標5
人を育み共につながる心豊かなまち

21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- 子ども・子育てまちづくりの推進
- 子育て応援券事業
- 母子保健に関する相談支援等の実施
- 安心して妊娠・出産できる環境づくり
- 子ども家庭支援センター相談事業
- 児童虐待対策の推進
- 民間母子生活支援施設の建設助成

22 保育の充実

- 待機児童対策の推進
- 多様な保育サービスの提供
- 子供園の整備
- 就学前教育の充実

23 障害児援護の充実

- 発達障害支援の充実
- 障害児の放課後支援の充実
- 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実

24 子ども・青少年の育成支援の充実

- (仮称)次世代育成基金の創設
- 学童クラブの整備
- 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実

25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進

- 小中一貫教育の推進
- 社会体験学習活動の推進
- 学力向上の支援
- 体力づくりの推進
- 食育の充実
- 健康教育の充実
- 防災教育の充実
- 環境教育の充実
- 就学前教育の充実
- 特色ある教育活動の推進
- 部活動の充実

26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進

- 特別支援教育の充実
- 教育相談体制等の充実
- 30人程度学級の実施
- 発達障害支援の充実

27 学校教育環境の整備・充実

- 区立小中学校の改築
- 学校教育諸施設の整備・充実
- 学校図書館の充実

28 地域と共にある学校づくり

- 新しい学校づくりの推進
- 地域に開かれた学校づくりの推進
- 地域教育推進協議会のモデル設置

29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり

- (仮称)スポーツ推進計画の策定
- 体育施設の整備
- 図書館サービスの情報化の推進
- 図書館の整備
- 子ども読書活動の推進

30 文化・芸術の振興

- 文化・芸術活動の振興
- 文化・芸術と連動したまちの魅力づくり

31 交流と平和、男女共同参画の推進

- 国内交流の推進
- 国際交流の推進
- 平和事業の推進
- 男女共同参画の推進

32 地域住民活動の支援と地域人材の育成

- 地域住民活動の支援
- 地域区民センター等の整備
- NPO等の活動支援
- 地域人材の育成

基本構想を実現するために

協働推進基本方針

- 区民参加の促進
- 地域人材の育成と活動環境の支援
- 協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーション充実

行財政改革基本方針

- 財政健全化と持続可能な財政運営の実現
- 効率的な行政運営
- 効率的な組織体制の構築と人材の育成
- 区立施設の再編・整備
- 分権型時代の自治体間連携などの取組推進

区民と共に実現する基本構想

- 基本構想を区民と共に実現するために

■目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策18 障害者の社会参加と就労機会の充実

現状と課題

- 誰もが互いに尊重し合えるまちをつくるためには、障害者が個性を發揮しながら社会で活躍できる場や機会の確保が必要です。
- 重度の障害があっても、社会で活動する場を確保していくことは重要であり、そのための施設整備が必要です。
- 障害者の余暇活動や社会参加の機会が増えており、移動支援事業の利用時間が増加しています。

10年後の目標

- 障害があっても、また加齢によって身体機能が低下しても日々の活動が充実し、いきいきとした生活を送れるように、環境が整備されてきています。
- 一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細かな就労支援により、就労している障害者が着実に増加してきています。また、安定した就労生活が継続できるように、様々な支援も充実してきています。
- 移動支援の利用により、障害が重くても外出でき、様々な社会活動に参加できるようになってきています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
年間新規就労者数	80人 (22年度)		110人		120人	毎年、作業所・ワークサポート杉並から一般就労する人数

目標を実現するための主な取組

- 障害者通所施設等の整備** **重点**
 - ・障害の程度が重くても、安定して通所できる施設や活動・交流の場の整備を進めます。
- 障害者の就労支援の充実**
 - ・身近な場所で職業評価を受けることができ、適切な職業選択ができるような仕組みをつくります。また、商店街などと協力して職場体験実習の場を確保し、就労につなげます。
- 障害者の移動支援の充実**
 - ・外出の際にヘルパーが付き添う「移動支援事業」の充実により、障害者の社会参加の機会の拡充を図ります。

■目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策19 障害者の地域生活支援の充実

現状と課題

○平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、さらに現在、平成25年8月を目途とする新たな制度の議論が進められています。また、平成23年6月に障害者虐待防止法が制定されました。こうした中で、障害者が地域での快適な生活を可能にするためには、①課題解決を援助するための相談支援、②地域での居住先の確保等を進める在宅支援、③入所施設や病院等から円滑に地域での生活を可能にする移行支援、④障害者の人権を擁護する虐待対策などが必要となっています。

10年後の目標

- 地域で安心して生活ができるように、医療・介護・福祉の連携により、病院や施設から在宅につなげる仕組みが整っています。
- 障害の程度が重くても、自分らしく生きていけるように、きめ細かな日常生活の支援やグループホームなどの整備が進んでいます。
- 誰もが安心して暮らせるよう、障害者の権利が守られる取組が充実してきています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
グループホーム・ケアホーム利用者数	128人 (22年度)	→	180人	→	245人	杉並区内グループホーム・ケアホームの利用者数
地域生活への移行者数	8人 (22年度)	→	50人	→	160人	障害者入所支援施設や精神病院から地域移行した人数(目標値は累計)

目標を実現するための主な取組

○障害者の相談支援の充実

- ・障害者が地域で安心して暮らせるように、適切な障害福祉サービスの利用に結び付けるなど、身近な相談支援事業所において、きめ細かく相談支援ができる体制を整えます。

○障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保 **重点**

- ・障害者が地域での生活を継続できるよう、グループホームやケアホームなど、援助のある住まい(場)を整備します。

○障害者虐待対策の推進

- ・障害者及び養護者への相談・支援体制を整備するとともに、障害者の虐待防止に関する普及啓発を進めます。

■目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策23 障害児援護の充実

現状と課題

- 保育園・幼稚園・児童館等において、対人関係や行動に問題を抱えた特別な配慮を要する児童が増加しており、早期の対応・支援が求められています。
- 医療的配慮が必要な子どもの増加や身体・知的障害の重度・重複化への対応が求められています。
- 発達障害については、幼児期の相談・指導体制の充実を図るとともに、支援が学齢期にも継続するよう一貫した支援体制の整備を図ることが重要です。
- 障害児が生活能力向上のための訓練を受けられる、放課後等の居場所づくりが求められています。

10年後の目標

- 発達の遅れや心身に障害のある子どもの発達を、地域・行政・学校などが一体となって援助する体制が整ってきています。
- 在学中の障害児に生活能力向上のための訓練を継続的に行う、放課後等の居場所が充実しています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値		目標値 (3年後)		目標値 (10年後)	指標の説明・計算式
放課後等デイサービス利用者数	13人 (22年度)	→	100人	→	200人	年間実利用者数 ※現状値は、児童デイサービス(Ⅱ型)
個別・グループ指導件数	8,186件 (22年度)	→	10,800	→	10,800件	

目標を実現するための主な取組

○発達障害支援の充実 重点

- ・社会性やコミュニケーション面の発達に遅れや障害のある乳幼児及び学齢児童に対し、専門職による相談・指導を行い、保護者や関係機関(保育園・幼稚園・学校等)を支援します。

○障害児の放課後支援の充実

- ・平成24年4月から児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス事業」が創設されることに伴い、地域デイサービスや日帰りショートステイ等の類似の事業を再編するとともに、新制度への移行や活動の場の確保に向けて支援します。

実行計画(案) <障害者施策を抜粋>

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策18 障害者の社会参加と就労機会の充実

1 障害者通所施設等の整備【重点】

障害者が充実した日々を送るための日中活動の場を確保するため、重度知的障害者のための小規模地域分散型施設や、精神障害者等の活動と交流の場となる「地域活動支援センター」を整備します。

23年度末(見込)		24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	小規模地域分散型施設	小規模地域分散型施設	小規模地域分散型施設	小規模地域分散型施設	小規模地域分散型施設
	2所	(累計2所)	新規2所 (累計4所)	(累計4所)	新規2所 (累計4所)
	地域活動支援センター	地域活動支援センター	地域活動支援センター	地域活動支援センター	地域活動支援センター
事業量	1所	新規1所 (累計2所)	(累計2所)	新規2所 (累計4所)	新規3所 (累計4所)
	経費(百万円)	12	0	0	12

2 障害者の就労支援の充実

障害者の就労を推進していくため、就労に関する支援体制を整えます。また、一般就労につなげるため、企業や商店街などと連携して、職場体験実習や現場での長期研修を実施するとともに、特例子会社を誘致して雇用の場の拡大を図ります。

23年度末(見込)		24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	職場体験実習生	職場体験実習	職場体験実習	職場体験実習	職場体験実習
	24人				
	—	商店街実習事業 検討・調整	商店街実習事業 実施	商店街実習事業 実施	商店街実習事業 実施
	雇用定着支援事業 実施	雇用定着支援事業 実施	雇用定着支援事業 実施	雇用定着支援事業 実施	雇用定着支援事業 実施
—	現場研修事業 実施	現場研修事業 実施	現場研修事業 実施	現場研修事業 実施	
特例子会社	特例子会社	特例子会社	特例子会社	特例子会社	
1社	(累計1社)	(累計1社)	新規1社 (累計2社)	新規1社 (累計2社)	
経費(百万円)	4	7	5	16	

3 障害者の移動支援の充実

障害者の社会参加を促進するため、外出の際に付き添いを行うヘルパーを派遣する「移動支援事業」を実施します。

23年度末(見込)		24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	移動支援事業	移動支援事業	移動支援事業	移動支援事業	移動支援事業
	125,000時間	実施	実施	実施	実施
経費(百万円)		317	317	317	951

施策19 障害者の地域生活支援の充実

1 障害者の相談支援の充実

障害者が抱える課題の解決や障害福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援体制を充実します。

23年度末(見込)		24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	相談支援事業所 自立支援センター 3所 相談支援事業所 4所	相談支援体制の充実 検討	相談支援体制の充実 実施	相談支援体制の充実 実施	相談支援体制の充実 検討・実施
	経費(百万円)	0	0	0	0

2 障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保【重点】

障害があっても地域の中で自立し安心して生活できるよう、障害特性に応じた住まいのあり方について検討し指針を定め、グループホームやケアホーム等を社会福祉法人やNPO法人等と連携して整備します。

23年度末(見込)		24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	知的障害者 グループホーム 32所	知的障害者 グループホーム 新規3所 (累計35所)	知的障害者 グループホーム 新規3所 (累計38所)	知的障害者 グループホーム 新規4所 (ショート併設1所) 廃止2所 (累計40所)	知的障害者 グループホーム 新規10所 (ショート併設1所) 廃止2所 (累計40所)
	精神障害者 グループホーム 6所	精神障害者 グループホーム 新規1所 (累計7所)	精神障害者 グループホーム (累計7所)	精神障害者 グループホーム 新規1所 (累計8所)	精神障害者 グループホーム 新規2所 (累計8所)
	身体障害者 グループホーム 1所	身体障害者 グループホーム (累計1所)	身体障害者 グループホーム 新規1所 (ショート併設) (累計2所)	身体障害者 グループホーム (累計2所)	身体障害者 グループホーム 新規1所 (ショート併設) (累計2所)
経費(百万円)		0	16	22	38

3 障害者虐待対策の推進

相談支援事業所等と連携しながら、障害者及び養護者への相談・支援体制を整備するとともに、障害者の虐待防止に関する普及啓発を行います。

23年度末(見込)		24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	—	障害者虐待防止、 権利擁護 普及啓発	障害者虐待防止、 権利擁護 普及啓発	障害者虐待防止、 権利擁護 普及啓発	障害者虐待防止、 権利擁護 普及啓発
	経費(百万円)	1	1	1	3

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策23 障害児援護の充実

1 発達障害支援の充実【重点】

社会性やコミュニケーション面の発達に心配のある子どもに対し、医師や心理職などの専門職による個別相談やグループ指導を行うことにより、保護者や関係機関(幼稚・保育園)が、適切な対応を図れるよう支援します。また、学齢期においても継続した支援を受けることができる体制を整備します。

23年度末(見込)		24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	医療相談・専門相談 2,000件	医療相談・専門相談 実施	医療相談・専門相談 実施	医療相談・専門相談 実施	医療相談・専門相談 の実施
	個別・グループ指導 延べ8,000件	個別・グループ指導 実施	個別・グループ指導 実施	個別・グループ指導 実施	個別・グループ指導 の実施
	巡回指導 380件	巡回指導 実施	巡回指導 実施	巡回指導 実施	巡回指導の実施
	—	保育所等訪問支援 実施	保育所等訪問支援 実施	保育所等訪問支援 実施	保育所等訪問支援の 実施
	学齢期児童の発達障 害支援事業 試行	学齢期児童の発達障 害支援事業 実施	学齢期児童の発達障 害支援事業 実施	学齢期児童の発達障 害支援事業 実施	学齢期児童の発達障 害支援事業の実施
経費(百万円)		84	88	88	260

2 障害児の放課後支援の充実

在学中の障害児の自立を支援するため、放課後や夏休み等における、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。放課後等の居場所づくりを推進するため、放課後等デイサービスを整備します。

23年度末(見込)		24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	地域デイサービス 10団体	地域デイサービス 10団体	地域デイサービス 5団体	地域デイサービス 5団体	地域デイサービス 5団体
	児童デイサービス (Ⅱ型) 1所	放課後等デイサービス 新規1所 (累計2所)	放課後等デイサービス 新規5所 (累計7所)	放課後等デイサービス 新規3所 (累計10所)	放課後等デイサービス 新規9所 (累計10所)
経費(百万円)		1	0	3	4

以上の施策18・19・23は、障害者施策課・障害者生活支援課が所管する施策です。

以下は、障害者(児)施策と特に関連する施策・事業を抜粋したものです。
 なお、障害者に関連する施策・事業のみとし、経費については省略しています。

目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

施策2 減災の視点に立った防災対策の推進

3 災害時要援護者支援対策の推進【重点】

災害時に援護を必要とする要介護高齢者や障害者などの区民について、「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」への登録を促進し、避難支援プランの作成等を進めます。また、民間の高齢者・障害者施設と協定を締結し、災害時に受入施設となる福祉救済所を設置します。

	23年度末(見込)	24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」登録者拡大(救急キット配布も含む)登録 8,500人 福祉救済所 入所施設 10所	地域のたすけあいネットワーク(地域の手) 新規登録 2,000人 (累計10,000人) 福祉救済所 新規 入所施設 2所 通所施設 4所 (累計 16所)	地域のたすけあいネットワーク(地域の手) 新規登録 1,000人 (累計10,500人) 福祉救済所 新規 入所施設 2所 通所施設 4所 (累計 22所)	地域のたすけあいネットワーク(地域の手) 新規登録 1,000人 (累計11,000人) 福祉救済所 新規 入所施設 1所 通所施設 4所 (累計 27所)	地域のたすけあいネットワーク(地域の手) 新規登録 4,000人 (累計11,000人) 福祉救済所 新規 入所施設 5所 通所施設 12所 (累計 27所)

目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策5 良好な住環境の整備

2 住宅施策の総合的な推進

「住宅マスタープラン」の改定を行い、総合的・計画的な住宅施策を推進します。また、都営住宅の区移管による区営住宅の増加と住環境整備を図るとともに、高齢者等の民間アパートへの入所を支援します。

	23年度末(見込)	24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	(障害者関連事業を抜粋) 高齢者等の民間アパートへの入居支援 高齢者等応急一時居室の供給 民間アパートへの入居支援	高齢者等の民間アパートへの入居支援 応急一時居室の供給 民間アパートへの入居支援	高齢者等の民間アパートへの入居支援 応急一時居室の供給 民間アパートへの入居支援	高齢者等の民間アパートへの入居支援 応急一時居室の供給 民間アパートへの入居支援	高齢者等の民間アパートへの入居支援 応急一時居室の供給 民間アパートへの入居支援

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策13 地域医療体制の整備

2 地域医療体制の充実【重点】

新規開設・建替等を計画している病院が、区民の医療ニーズに的確に对应していけるよう協議・調整を行うとともに、医療機関相互の連携、医療と介護の連携の仕組みづくりを進めます。また、歯科保健医療センターにおいて、障害者や要介護者の歯科診療事業の一層の充実を図ります。

	23年度末(見込)	24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	— 歯科保健医療センターの運営 障害者等歯科診療の実施 3,800名	開設・建替病院との協議・調整 歯科保健医療センターの充実	開設・建替病院との協議・調整 歯科保健医療センターの充実	開設・建替病院との協議・調整 歯科保健医療センターの充実	開設・建替病院との協議・調整 歯科保健医療センターの充実

施策20 支えあいとセーフティネットの整備

1 生活支援情報提供の推進【重点】

日常生活や様々な活動への参加に関する情報を、総合的に提供する仕組みを整備します。また、バリアフリー協力店の登録拡大や区内施設におけるバリアフリー情報の提供を進めます。

23年度末(見込)		24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	いってきまっぷ 閲覧件数 180,000件	総合的な生活支援 情報提供 検討	総合的な生活支援 情報提供 具体化	総合的な生活支援 情報提供 実施	総合的な生活支援 情報提供 検討・具体化・実施
	バリアフリー協力店 597店	バリアフリー協力店 800店	バリアフリー協力店 1,000店	バリアフリー協力店 1,200店	バリアフリー協力店 1,200店

2 移動サービスの支援(移動困難者支援)

移動困難な人の通院や買い物などの外出を支援するため、福祉車両等で送迎をする団体による移動サービスの取次ぎを行う「移動サービス情報センター」を運営します。また、移動サービスを行うNPO団体等の支援を行います。

23年度末(見込)		24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	移動サービス情報 センターの運営 相談受付 1,200件	移動サービス情報 センターの運営	移動サービス情報 センターの運営	移動サービス情報 センターの運営	移動サービス情報 センターの運営
	協力事業者 60団体 福祉有償運送団体 の支援 補助金交付 5団体	協力事業者の拡大 70団体 福祉有償運送団体 の支援	協力事業者の拡大 80団体 福祉有償運送団体 の支援	協力事業者の拡大 90団体 福祉有償運送団体 の支援	協力事業者の拡大 90団体 福祉有償運送団体 の支援

3 成年後見制度の利用促進

判断力が不十分になった人の生活支援や権利擁護を図るため、成年後見センターの運営の支援や、特に必要と認める場合には区長が後見開始等の審判請求を行います。また、日常的な金銭管理、福祉サービスの契約などの手続き等を行う「あんしんサポート事業」の充実を図ります。

23年度末(見込)		24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	成年後見センター の運営 相談件数 2,300件 手続支援件数 1,000件 法人後見受託件数 4件	成年後見センター の運営	成年後見センター の運営	成年後見センター の運営	成年後見センター の運営
	日常生活自立支援事 業(あんしんサポート) 相談件数 5,500件 福祉サービス利用 援助 契約件数130件	日常生活自立支援事 業(あんしんサポート)	日常生活自立支援事 業(あんしんサポート)	日常生活自立支援事 業(あんしんサポート)	日常生活自立支援事 業(あんしんサポート)

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

3 母子保健に関する相談支援等の実施

生後4か月までの赤ちゃんがいる全家庭への「すこやか赤ちゃん訪問」などにより、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や相談・指導を行い、地域で安心して育児ができるように支援します。また、発達障害を早期に発見するため、1歳6か月健診後の集団観察の場となる「あそびのグループ」を実施します。

	23年度末(見込)	24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	(障害者関連事業を抜粋)				
	—	あそびのグループ	あそびのグループ	あそびのグループ	あそびのグループ事業の実施

施策22 保育の充実

2 多様な保育サービスの提供

保護者の就労の機会を確保するとともに、乳幼児が心身ともに健全に発達できるよう、障害児保育、延長保育、産休明け保育、年末保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。

	23年度末(見込)	24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	(障害者関連事業を抜粋)				
	障害児指定園 6園	障害児指定園 新規 区立1園 (累計7園)	障害児指定園 新規 私立1園 (累計8園)		障害児指定園 新規 2園 (累計8園)

施策24 子ども・青少年の育成支援の充実

3 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実

児童館等において、発達の遅れや障害のある子どもたちも楽しめるプログラムを工夫・充実して行います。また、学童クラブでの障害児の受け入れ・支援体制を充実します。

	23年度末(見込)	24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	児童館障害児交流プログラムの充実	児童館障害児交流プログラムの充実	児童館障害児交流プログラムの充実	児童館障害児交流プログラムの充実	児童館障害児交流プログラムの充実
	学童クラブ障害児の受け入れ 49クラブ	学童クラブ障害児の受け入れ 49クラブ	学童クラブ障害児の受け入れ 50クラブ	学童クラブ障害児の受け入れ 50クラブ	学童クラブ障害児の受け入れ 50クラブ
	学童クラブ重度重複障害児の受け入れ 1クラブ	学童クラブ重度重複障害児の受け入れ 1クラブ	学童クラブ重度重複障害児の受け入れ 1クラブ	学童クラブ重度重複障害児の受け入れ 1クラブ	学童クラブ重度重複障害児の受け入れ 1クラブ

施策26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進

1 特別支援教育の充実 【重点】

特別支援教室及び情緒障害学級(固定学級)の設置に向けた検討を進めるとともに、通常学級における支援員等の配置や情緒障害学級(通級学級)の増設等を行い、発達障害を含む特別な支援が必要な児童・生徒に対する特別支援教育の充実を図ります。

	23年度末(見込)	24年度	25年度	26年度	3か年計
事業量	教育課題研究指定校 1校	教育課題研究指定校 1校	特別支援教室の設置 検討	特別支援教室の設置 検討	教育課題研究指定校 1校 特別支援教室の設置 検討
	特別支援学級 固定学級 小学校 9校 中学校 4校	特別支援学級 中学校の情緒障害 (固定学級)の設置 検討	特別支援学級 小学校の知的障害 (固定学級)の移設 整備 中学校の知的障害 (固定学級)の新設 整備 中学校の情緒障害 (固定学級)の設置 検討	特別支援学級 小学校の知的障害 (固定学級)の移設 整備 中学校の知的障害 (固定学級)の新設 整備 中学校の情緒障害 (固定学級)の設置 検討	特別支援学級 小学校の知的障害 (固定学級)の移設 整備 中学校の知的障害 (固定学級)の新設 整備 中学校の情緒障害 (固定学級)の設置 検討
	通級学級 小学校 9校 中学校 3校	小学校の情緒障害 (通級学級)の増設 1校(1クラス増)			小学校の情緒障害 (通級学級)の増設 1校(1クラス増)
	通常学級介助員の配置 13人	通常学級支援員の配置 16人	通常学級支援員の配置 16人	通常学級支援員の配置 16人	通常学級支援員の配置 48人
	通常学級介助員ボランティアの配置 延5,000日	通常学級介助員ボランティアの配置 延5,000日	通常学級介助員ボランティアの配置 延5,000日	通常学級介助員ボランティアの配置 延5,000日	通常学級介助員ボランティアの配置 延15,000日
	済美養護学校	済美養護学校の教育 環境の充実 調査・検討			済美養護学校の教育 環境の充実 調査・検討

23年度杉並区地域自立支援協議会、就労支援等の取り組みについて

1 杉並区地域自立支援協議会の取り組み

(1) 第2回地域自立支援協議会〔23年11月14日(月)実施〕

- 議題①「地域移行、地域定着に必要な支援」
- 議題②「整備法に関する今後の相談支援の課題」
- 議題③「シンポジウムについて」

(2) 杉並区地域自立支援協議会「講演とシンポジウム」

平成24年2月21日(火) 13:30~17:00 場所: 荻窪保健所 地下講堂

参加者 88名

基調講演: 総合福祉法の動向と今後の障害者福祉の展望

パネルディスカッション: 地域における障害者の自立生活(くらし)を考える。

(3) 第3回地域自立支援協議会(24年3月16日(金)実施予定)

- 議題①「サービス等利用計画の導入と障害福祉サービスの組み合わせについて」
- 議題②「平成24年度の相談支援体制の充実について」
- 議題③「今年度の自立支援協議会のまとめと次年度の自立支援協議会の役割について」

2 就労支援の取り組み

(1) 上井草スポーツセンター喫茶スペースを活用した就労の場について

障害者雇用支援事業団が運営していた、上井草スポーツセンターの喫茶「てんとう虫」の事業を終了する。24年度以降については障害者生活支援課が、その場を借り受け、「障害者の就労の場」として運営する。実際の運営は公募により選定された、社会福祉法人「同愛会」あすなる作業所が行う。

(2) 平成23年度の就職者の状況

ワークサポート杉並からの就職者と福祉施設からの就職者	20年度	21年度	22年度	23年度(1月末)
福祉施設からの就職者	23	18	32	15
ワークサポートからの就職者	40	44	62	60
()は作業所からの就職者の再掲数	(4)	(5)	(14)	(9)

災害時要援護者の福祉救護対策の拡充について

1 新たな行動指針の策定

- (1) 自宅での避難生活を基本とした安否確認および避難生活の支援体制の構築
震災救援所運営連絡会の救護支援部等と介護・福祉関連事業者や各種ボランティア等との協働による、安否確認体制や自宅での避難生活の維持できる支援体制を整備する。
- (2) 「地域のたすけあいネットワーク登録制度」の拡充にむけた体制整備
 - ① 円滑な情報集約体制を整備する
個人情報保護に留意しつつ、要援護者の登録台帳を各震災救援所に常備保管し、ライフライン途絶により電気使用機器によるネットワークが使用できない状況でも安否確認が円滑にでき、情報集約できる体制を整備する。
 - ② 「地域のたすけあいネットワーク登録制度」の周知
高齢者および障害者に関わる関係機関等に対し、関係機関等の連絡会や事業説明会等を通じ、一層の普及啓発を図る。
 - ③ 障害者や高齢者の特性に応じた救護・救援マニュアル等を整備する
避難所のマップや（仮称）災害時支援手帳等、障害者や高齢者の特性に応じた救護・救援マニュアル等との整備を行い、中期的な避難生活支援策につなげる。

2 福祉救援所の拡充に向けた考え方

- (1) 区立障害者通所施設を新たに、災害時要援護者を対象とした救援所とする
24年度については、すぎのき生活園、こすもす生活園、なのはな生活園、こども発達センターの区立4施設とする。
- (2) 障害者や高齢者の民営通所施設を災害時要援護者を対象とした救援所としていく
当初、障害者通所施設で、耐震基準を満たし、施設側で対応可能な所から、福祉救援所として新たに協定の締結をすすめる。その後、高齢者の通所施設についても、協定締結の検討をすすめていく。
- (3) 福祉救援所を拡充
区内の全ての障害者・高齢者の入所施設を現在すすめている福祉救援所として、今後も協定を締結する方向で施設側と協議をすすめる。

3 関係団体との新たな連携体制の構築

「（仮称）災害時要援護者対策協議会」の設立

各震災救援所と要援護者である障害者や高齢者と日常接する機会の多い、障害者施設の関係者や団体、介護保険事業者、その他関係団体が、大震災時に備えて、一層の協働連携を図るため、「（仮称）災害時要援護者対策協議会」を設置し、広域的な検討の場の基盤の整備をすすめる。